

平成23年第4回臨時会

大多喜町議会会議録

平成23年 11月24日 開会

平成23年 11月24日 閉会

大多喜町議会

平成 2 3 年第 4 回 大多喜町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1 1 月 2 4 日)

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	2
行政報告.....	2
諸般の報告.....	3
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
閉議及び閉会の宣告.....	15
署名議員.....	17

大多喜町第4回臨時会

(第1号)

平成23年第4回大多喜町議会臨時会会議録

平成23年11月24日(木)

午後1時30分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	小倉光太郎
------	------	----	-------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成23年第4回大多喜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 第4回議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議長さんを初め、議員の皆様には公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

議員各位には常日頃より町政運営に多方面からご支援、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

まず、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました資料により、ご了承いただきたいと思いますが、本町の最大のイベントでございます第37回お城まつりでは、皆様方のご支援、ご協力のもと盛大にとり行うことができましたことを感謝申し上げます。

また、人口増対策等の一環として実施しております婚活イベントでございますが、今回で2回目となり、皆様のご支援により男性25名、女性16名の参加をいただき、和やかなムードにて開催ができました。最終結果については、今後の動向を見据えなければなりません、とりあえず今回は4組ほどのカップルができたことは大変喜ばしいことと思います。

今後とも、このような出会いの場の提供を進めてまいりたいと考えております。

さて、本日の議会臨時会でございますが、会議事件としまして一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の提案をさせていただきますが、本条例の改正は国の人事院、県の人事委員会からそれぞれ勧告されるものを受けての改正でございますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、会議冒頭のごあいさつとさせていただきます。

できます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。平成23年第3回議会定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承願います。

なお、このうち組合議会の関係につきましては、関係議員からの報告をお願いします。

初めに、夷隅環境衛生組合議会関係について、9番野口晴男議員をお願いします。

9番野口さん。

○9番（野口晴男君） 夷隅環境衛生組合議会の報告をいたします。

去る10月26日午前10時に平成23年第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が、いすみ衛生センターにて招集され、本町から正木議長と私の2名が出席しました。

議案審査の前に、御宿町の組合議員の変更に伴い議長選挙があり、選挙の結果、組合議会議長に御宿町の中村俊六郎議長が就任されました。

会議事件については、お手元に配付した資料のとおりですが、補正予算と決算の認定についてであり、全会一致で可決、認定されました。

以上です。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、国保国吉病院組合議会関係について、10番藤平美智子議員をお願いします。

10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会について、報告をいたします。

去る10月31日午前10時より、いすみ医療センター会議室におきまして、第2回国保国吉病院組合議会定例会がございました。本町からは江澤議員、君塚議員、そして私の3名が出席をいたしました。

執行部より付議された事件は3件で、すべて全会一致で承認・可決をされました。

内容につきましては、議案第1号は平成23年度国保国吉病院組合事業会計補正予算について、看護師不足を解消することが組合にとって緊急課題であることから、看護師の確保対策のため平成24年4月1日から病院内に保育所を開設するための補正予算であります。1,464万円の補正額であります。

次に、議案第2号は平成22年度国保国吉病院決算認定についてであります。お手元に配付

しました資料のとおりでございます。内容につきましては、割愛をさせていただきます。

議案第3号は監査委員の選任で、同意を求めることについてでございます。議会議員の選任監査委員の中村俊六郎議員が、組合議員でなくなったため、新たに議会議員選任監査委員として、御宿町議会議員の新井明議員を監査委員に選任されましたことをご報告いたします。

以上で、国保国吉病院組合議会の報告を終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会関係について、1番野中眞弓議員にお願いします。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 11月15日、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の第2回定例会が行われました。

上程された議案は5件です。

平成22年度の一般会計及び特別会計の決算の認定、それと平成23年度の一般会計及び特別会計補正予算です。4件とも賛成多数・認定で可決されました。

もう1件は副議長の選挙ですが、副議長には酒々井町の越川廣司議員が選出されました。

以上報告いたします。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から9月26日及び10月24日に行われた例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

4番 小 高 芳 一 議員

5番 荻 込 孝 次 議員

にお願いします。

◎会期の決定

○議長（正木 武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議案第1号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

国の人事院は9月30日に国会と内閣に国家公務員の給与が民間の給与を上回っている実情から、月例給の引き下げを勧告しましたが、内閣では国の厳しい財政状況や、東日本大震災の国難に対するための国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案を現在提出中であることから、この法律案に今勧告の趣旨が含まれていることから、今回の勧告を受けての給与法の改正案は国会に提出しないとされております。

また、千葉県においては県人事委員会から10月27日に知事と議長に対し、月例給与の引き下げ等に関する報告及び勧告が行われたところでございます。

国の人事院、県の人事委員会勧告は労働基本権の制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとするための制度でございますので、これを勧告どおり実施することとするものでございます。

今回は、給料表だけの改正でございまして、行政職給料表（一）の引き下げに該当する号給では月額で、最少200円から最大で2,200円の引き下げでございます。現在該当者がおりませんが、介護職給与表で引き下げに該当する号給で月額最少200円から1,600円が引き下げられるところとなります。また、平成18年度から実施しております給与構造改革に伴う経過措

置を受けている職員に対する差額支給についても、給料月額に乗ずる率の改正を行うものでございます。そして、この給料表の適用でございますが、本年4月1日にさかのぼることによりまして適用するものでございます。これらの差額の調整は、来月12月の期末手当で行う旨を条文をもって定めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部改正。

第1条 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3を次のように改正する。1ページの中段下から6ページ中段までが行政職給料表（一）の改正でございます。

次に、6ページの中段下から11ページの下段までが介護職給料表の改正でございます。

11ページ下段に移りまして、説明をさせていただきます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の99.59」を「100分の99.19」に改める。

附則施行期日 1 この条例は平成23年12月1日から施行する。

2 これ以降の附則につきましては、本改正の差額について本年12月支給の期末手当で調整すること及び減額改定額の算出基準等を定めるものでございます。

詳細については説明を省略させていただきます。

以上で、本案の提案の説明とさせていただきますが、本来ですと予算を伴う条例改正につきましては、補正予算を上程するところでございますが、今回予算の範囲内で、むしろ減額となりますので、次回の補正予算の時期に同時提案をさせていただきますことをご了承いただきたいと思っております。

それでは、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上で、説明は終わりにします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 今回の改正で、県の人事委員会勧告に基づいての話かと思えますけれども、県の人事委員会勧告の内容、それからただいま説明にありましたけれども、200円から2,200円の引き下げということでありまして、平均で何パーセント引き下げになるのか、それから200円から2,200円ということであると、この辺は級によつての引き下げはそれぞれ違うかと思うのですけれども、その辺の内容を少し詳しくご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず県の人事委員会勧告の内容でございます。

先ほどご説明を申し上げましたけれども、一応県でも職員の給与は民間の給与を0.2パーセント上回っているというふうな、県の人事委員会の勧告でございます。その勧告の趣旨と申しますか、勧告をした大もとにつきましては、千葉県内の50人以上の企業につき調査をした結果でございます。そしてその結果は、事業所は調査対象が50人以上が1,507事業所あったと申しております。そのうちの324を抽出しまして、287事業所から回答を得たということでございます。その中で、年齢構成ですとか初任給、その辺につきまして調査をして今回の結果が出たと、0.27パーセント、県の職員が上回っているというような状況が出たということとで勧告をされております。

そして、平均の額でございますけれども、給料表の中で額で申し上げますと月額で1,531円、給料だけですと1,531円、ボーナスがありますので、6月のボーナスが支給されておりますので、それを含めると1,982円が減額となります。

該当するのが、給料表でいきますと4級、5級、6級、7級に該当するところの職員で、おおむね40歳以上の職員が該当してまいります。大体69名ほど該当職員がいます。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ちょっと、よくわからないんでありますけれども、県の人事委員会の勧告は0.27ですよ。単純に考えますと、全部の給料から0.27をとということでありまして、高年齢層と申しますか、40歳以上についての今回引き下げということになっているかと思うのですけれども、それは県の人事委員会勧告とはちょっと内容が違うと申しますか、その辺は0.27をとという中で、なぜ40歳以上を減額するのか、そしてそれぞれが級によって違うわけですけれども、その計算の仕方はどのようにされたのでしょうか。お願いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、今回の給料表の改正でございますが、確かに全部の給料表が改正になっていますが、若年層の階層につきましては、給与は変わっていません、給与表は、対照表があると思うんですが、対照表を見ていただければわかると思うんですが、給料そのものは変わっていないんです、若いほうのところは。

ですので、先ほど申しあげました4級、5級、6級、7級の職員だけが、上の層といいますかね、給料表の上の層が該当しますのでそこは改定になっています。

先ほど、率を申しあげませんでした。給料表だけですと、大多喜町の場合は0.24パーセント。全体の分布している職員の給料減額を見ますと0.23パーセント、給料表の中で減額率が出ております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ちょっと3回目になってしまつて質問のほうは、聞いた質問とちょっと答弁違うんですけれども、要するに40歳以上を減額する理由を教えてくださいということで申しあげているんですけれども、一律ではなくて。今回、県の人事委員会勧告では高齢層の昇格あるいは昇給制度を見直せと。先ほど課長が言われたんですけれども、職種や民間の実態をもう少し調査して、この辺の公民の比較をしながら対応を少し見直していったほうがいいんじゃないかと。つまり職業をもう少し選定をこれからも考えて平均的なところを出していったほうがいいんじゃないかというような、そのような勧告も、勧告といいますか報告もありますよね。つまり、そういうことを加味して今回は40歳以上と、町のほうの減額部分についてもそういうことを参考にしようということなのかどうかということをお聞きしたかったんですけれども。

といいますのは、また次の年の勧告も何パーセント引き下げというような、官民較差の中で出てくるはずなんですよね。そうすると、次の時もやっぱり40歳以上だけを対象にするのか、あるいは全部を一律にするのか、なんで今回はその40歳以上だけなのかという理由をお聞きしたいという意味で聞いたんですけれども、その辺はどういうことなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 高齢者層と言いますかね、そちらを重点にというふうなことの理由ということでございますけれども、実際その辺を民間と比較して高いと、逆に若年層につきましては確かに民間より低いところがあります。公務員の方が低い場合があります。ですが、おおむね40歳以上の職員につきましては、民間と比べてその層が比較的高いと、ですの

で、その層を下げますよというふうな勧告でございます。

今後ともこういうような状況に、勧告によって変わっていくのは間違いないと思うんですが、実際にこの給料を民間との比較の中でやっているものですから、次がどういう状況になって比較で出てくるかわかりませんが、今回はそういう状況で高齢者のほうが給料表の中で民間より高いというようなことで、そこだけを集中して下げたというふうなのが現状でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

町長。

○町長（飯島勝美君） 今回の課長の答弁に若干補足いたしますけれども、今課長が答弁したとおりでありますけれども、私は大多喜町の給料表というのをじっくり見ているんですが、実はいわゆる給料の上昇率っていうんですかね、これが非常に、今言いました年齢のラインから急激に昇給率が、昇給の金額が大きくなっているんですね。

そういうことで、民間較差の中でそこが出ているんだと思います。ですから、カーブで言いますと、こういう感じでぐうっと上がるんですね、ですからその後半の部分を下げたということは、恐らくそれが民間との較差になっているということで、実際に若い人の分は非常に緩やかなカーブで賃金上昇になっているというのが大多喜の現在の給料の形でございます。ですから、今課長が答えたとおりでございますけれども、状態としてはそういうことでございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 小高議員の質問で、今回の引き下げの対象人数はわかったのですが、総額で幾らの減額になるのか教えてください。

それから引き下げ率が、国が0.23パーセント、県が0.27パーセント、町が0.24パーセントですけれども、ラスパイレス指数とのかかわり合いで考えると、この0.24パーセントという引き下げをどういうふうに考えているのかお答えください。

それと、引き下げ額はまだわかりませんが、引き下げが町経済に及ぼす影響及び働いている役場職員への影響もあると思います。町経済への影響からすると、回り回って町の財政にも影響が出てくると思うのですが、その辺をどのように考えているのか、総合的にお答えください。

先ほどの課長の答弁の中で、官民の較差ということがありましたけれども、どのくらいの差があったのか、よくあんまり聞きとれなかったんですね。年齢層の高い部分については、官の方が高いと、じゃあ低い方についてはどうなんだと、その辺どのくらい違いがあるのか、その辺もわかったら教えてください。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、今回の冒頭提案理由説明の時に申し上げましたけれども、予算的には反映されておられませんけれども、総額で約164万円ほど全体の給与は減額になります。

ラスパイレス指数との絡みでございますけれども、平成22年、去年の4月1日、今年の4月1日現在は出ていませんが、平成22年の4月1日のラスパイレス指数でございますが、国の100に対しまして大多喜町は96.0でございます。ちなみに千葉県が102.8というふうな数字が出ております。こういう状況から、千葉県の54市町村中、大多喜町は47番目というふうなことでございます。

そして、影響というふうなお話でございますが、経済的な影響につきましてはなかなか難しいところがありますが、個人的に額の、年額で2万円に満たない額でございますので、そんなに大きな影響はないと思いますが、やはり多少給料が下がるというふうな、精神的な考えからすれば物の買い控えがあったりというようなものは多少はあるのかなと思いますが、そんなに大きくは影響しないのではないかなと、経済的に影響はないのではないかなというふうに思います。

それと、給料表の中の若年層のほうはどうかというふうなことでございますが、1級、2級、3級までにつきましてはほとんどぐらい、要するに先ほど申し上げましたが、40歳以下の一般の民間と町の職員につきましては、ほぼ同額程度というふうに認識もしておりますし、給料表でも県の人事委員会の調査でも、そのような結果が出ております。

ですから、4級以上、おおむね40歳代以降の職員の分が引き下げになって、民間とほぼ同額になるというふうなことだと理解しております。

以上です。

（「何パーセントって言ったの、若年層と一般の低いってというのはどのくらい違うかっていう」の声あり）

○総務課長（花崎喜好君） 若年層につきましては、ですから差がないということでございます。パーセントでは出てこない、差がないのでパーセントには出てきません。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ラスパイレス指数が96.0で国の基準よりかはずっとっていない、人事院は国の基準が民間の基準ということで勧告しているわけですよね。

ということは、大多喜町はすでに民間レベルよりも低いわけですよね。ということは今回のこの引き下げはしなくてもいいというふうに考えることはできないのでしょうか。

それと、引き下げが及ぼす影響というのは役場の職員そのものだけではなくて、やっぱり地域の、これは1社、2社ということではありませんけれども、公務員給与が全体的に下がった、下がるということで民間の給与引き下げに一層の拍車がかかっていく、そういう懸念、考えないでしょうか。

それと、給料に関しては民間の場合は春闘でかなり改善がされると思うんですが、11年の春闘の千葉県の結果みたいなものはわかるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 確かに、野中議員さんおっしゃるとおり、ラスパイレス指数というのは国を100とした場合、先ほど申し上げたとおり、大多喜町は96.0というふうな結果が出ております。確かに国の給与よりも低いのであるから下げなくてもいいのではないかなというのは、職員として考えればありがたい話でございますが、なかなかやっぱりそうはいきませんので、じゃあ国が上げた時に町は上げないのかというふうなことにも、逆にいうとそういうことになってしまうんで、あくまでも常に給料表自体はなかなか独自で作ることができます。恐らく千葉県下の市町村どこでもなかなか独自で作っているところはないと思いますので、そういう中でやはり給料の構成によっても職員の給料表の位置によっても、ラスパイレス指数というのはかなり違ってきます。たまたま、大多喜町の場合は給料の上りの低いところの職員が多いものですから、どうしてもそうなるのではないかなというふうにも考えますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

民間企業への影響というふうなことでもございますが、確かに公務員の給料が下がったというふうなことで民間の企業では、給与を下げるというふうなこともあろうかと思いますが、やはり優秀な職員、あるいは優秀な従業員を抱えようとするところは、やはりそれなりの給与をお支払いしているようなところもあろうかと思っておりますので、その辺はあまり、このぐらいの、0.23%ぐらいの減額ですとそれなりに影響がないのではないかなというふうに思います。

あと経済的なものですが、これにつきましてはどうしても先ほど申し上げたとおり、多少下がってくるのではないかなというふうなことは考えます。

それと、春闘の関係でございますが、2011年の春闘の結果につきましてはちょっと手元に資料がございませんのでその差については何とも言えませんが、その結果については来年やはりその結果を踏まえて、民間との給与の差額を見る時期がありますので、やはりその時にそれが影響されてくると、常に公務員の給与につきましては、1年遅れのような形で影響が出てきているのが現状でございますので、その辺は来年の給与改定で影響されてくると思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本件に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

今、国民が切に求めているのは、長すぎるデフレ不況から抜け出すこと、安心して暮らせるように社会保障をきちんとしてほしいということ、そしてあの震災からの復興ではないでしょうか。

今回上程された一般職の職員の給与の引き下げの条例は、この国民の願いをかなえるものとなるでしょうか。4点にわたって見解を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、年齢層の高い職員に的を絞った今回の改正で、削減される財源は164万円に過ぎません。町の財政基盤の強化などには到底及ぶものではありません。その証拠に補正予算が出ていない、その理由も課長がおっしゃったとおりだと思います。

でも、この公務員給与が幾らではなくて今年も削減されたというこの事実、このことによ

って職員自身の消費意欲がそがれるとともに、民間給料削減の口実になることは確かなんです。正規の職員がカットされ、非正規のワーキングプアを生み出す、こういう民間給料削減の口実になり、一層のデフレ不況に油を注ぐことになります。住民がこのことは最も求めていることではないでしょうか。不況が進めば、町財政にとっても給料削減額を上回る一層の税の減収が懸念されます。

2点目は、本町において高年齢層の職員の給与を引き下げることが妥当でしょうか。

人事院勧告は、民間との較差が5%以上あるときに勧告することに基本的には、原則なっているんです。5パーセントないわけです。0.何パーセントということですよ、0.2パーセント。5パーセント以上あるときに勧告することになっています。民間の11年春闘の結果ですが、対前年度比でわずかながらも実は増えています。公務員の定期昇給分を考慮しても、マイナスになるという根拠にはなりません。むしろ、一時金や初任給については引き上げるべきではないでしょうか。一時金は民間が3.97か月に対して、公務員は今引き下げられて3.95に据え置かれたままになっています。

また、初任給についてですけれども、民間は大卒平均で199,000円強に対し、町は172,200円です。県の場合は177,800円ですが、地域手当がつくので、民間との差は四、五千円だろうと言われています。でも、大多喜町の場合はその差が約27,600円近くあります。民間との差は13.8パーセント、もう一つ、高卒の場合ですけれども、民間が160,455円に対し、町は140,100円です。その差20,355円、12.7パーセント違います。これは、人事院が大手を振って介入しなければならぬ差だと思うんですね。この差を埋めてこそ、地方自治体は若い有能な人材を町に呼び込むべきです。先ほど課長の答弁の中で、公務員給与が下がっても民間は有能な人材を採るためには、初任給下げないだろうみたいな答弁をなさいましたけれども、本当に有能な人材は給料の高いところに行く、それは世の習いではないでしょうか。そういう点で、公務員の初任給が末端の地方自治体の公務員給与が安いということは、やはり人材確保という点でも支障が出てくるのではないかと、そう思います。

3点目です。今回の勧告で国の人事院勧告は0.23パーセント、899円引き下げるとしました。町の引き下げは0.24パーセントで1,400円です。この辺の数字がまだちょっと理解できないのですが、町のラスパイレス指数が96.0、既に人事院勧告が、人事院勧告レベルに合わせるという国家公務員の基準に至っておりません。国の人事院勧告以上の引き下げは、自治体として何でも上にならうということで、自治体としてのプライドを捨てたと思えません。やはりきちんと、うちはこれこれこうだから少なくとも現状維持でというくらいの

主張はすべきではないでしょうか。

4つ目です。基本給の引き下げは、職員の諸手当や退職金、年金にも影響があります。公務員にとっては一生の人生設計にかかわる重要なことです。小泉内閣によるいわれなき公務員たたきにより、既に公務員給与は大幅に減額しています。18年度から今日に至るまでどのくらい減っているのか計算していただきました。年間差額で、45歳くらいの方で212,669円、55歳で278,033円、本当に給料が減っています。この東日本大震災でも明らかになりましたけれども、いざという時に災害から住民を救うのが公務員です。住民が主人公、住民に奉仕する気概ある役場になってもらうためにも、職員の士気をくじいてはならないと思います。

住民が今求めていることは、公務員給料の引き下げではありません。国民の経済が沈下するのをいかに防ぐのか、いかに地域一体になるのか、この地域一体になる中心が役場ではないでしょうか。大多喜町でも官民一体となって、地域経済を盛り返す取り組みを期待して私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本件の賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 私、賛成の立場から発言したいと思います。

ただいま公務員の話ばかり出ましたけれども、今、国の、盛んにメディアで言われていることは公務員の給料は高い。人事院のあり方についても大きな問題が出ております。その中で、0.2何パーセントという引き下げに対しては、我々議員は町民と会うときにも、議員の給料は高い、町の職員も高い、まして町の自営業者、町の商人、いろいろありますけれども、我々の格差はどうなっているのだろう。そんな不平、不満がたらたら出ています。これは事実でございます。

そんな中で、もう辞めた役場の職員ですけれども、バブルの時は役場の職員は給料が安かったんで、しかしながら我々我慢してやってきたんだから給料下げろというのはというのはいかなものかという意見もありましたけれど、しかし今現在、日本、ヨーロッパのギリシャもそうですけれども、特にギリシャなんていうのは公務員でもう国が潰れる、そんなようなことになっているのに、大多喜町は町民が、主権は町民でございます。町民の意見が多数ある中で、先ほどは住民が求めているないという話ですけれども、とんでもない話です。我々議員に対しても給与に関しては厳しい意見がございます。

そんな意味でも、今回の人事院勧告、県の人事委員会勧告等の職員給与引き下げに関して

は、私は賛成でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回大多喜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時16分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成24年1月31日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 小 高 芳 一

署 名 議 員 荻 込 孝 次